

岩手大学学長・副学長会議規則

平成16年4月1日 制定
平成18年10月26日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則第21条の規定に基づき、岩手大学学長・副学長会議（以下「学長・副学長会議」という。）に関し、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 学長・副学長会議は、岩手大学の意思決定と執行を円滑に行うため、学長が必要と認める事項について審議する。

(組織)

第3条 学長・副学長会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長
- 二 理事
- 三 副学長
- 四 その他学長が必要と認めた者

(招集)

第4条 学長・副学長会議は、学長が招集し、主宰する。

(会議)

第5条 学長・副学長会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(庶務)

第6条 学長・副学長会議の庶務は、総務広報課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、学長・副学長会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年10月26日から施行し、平成18年10月1日から適用する。